

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田いなほ福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第21条及び社会福祉法人秋田いなほ福社会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号にさだめるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員（および評議員選任・解任委員には）に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50,000円以内とする。（別記2）

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間21,000円以内とする。（別記3）
- 3 この法人の常勤理事の報酬は、別記1「常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

5 評議員選任・解任委員の報酬は、別記5「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記1 常勤理事の報酬

理事会出席の都度、俸給として一人一律2,000円

別記2 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律2,000円

別記3 監事の報酬

理事会、監査等出席の都度、謝金として一人一律2,000円

別記4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律2,000円

別記5 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人一律2,000円